

○厚生労働省告示第百九十四号

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第五十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第14の2 就労定着支援</p> <p>1 就労定着支援サービス費（1月につき） イ～ハ （略） 注1～5 （略）</p> <p>6 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）<u>第118条の3第5項第1号</u>に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、<u>同条第1項</u>に規定する<u>障害者職場適応援助コース助成金</u>の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。</p> <p>7 （略） 2～6 （略）</p>	<p>第14の2 就労定着支援</p> <p>1 就労定着支援サービス費（1月につき） イ～ハ （略） 注1～5 （略）</p> <p>6 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）<u>第118条の3第2項第2号</u>に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、<u>同項</u>に規定する<u>障害者雇用安定助成金</u>の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。</p> <p>7 （略） 2～6 （略）</p>

(雇用保険法施行規則第一百八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部改正)

第二条 雇用保険法施行規則第一百八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修(平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロ及び第二号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修</p> <p>第一条 雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める研修(以下「訪問型職場適応援助者養成研修」という。)又は同項第二号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修(以下「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修</p> <p>第一条 雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める研修(以下「訪問型職場適応援助者養成研修」という。)又は同項第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修(以下「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定めるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p>

(厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部改正)

第三条 厚生労働大臣が定める教育訓練の基準（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	<p>(運営管理者)</p> <p>第一条 教育訓練の施設の運営を管理する者は、雇用保険法施行規則第百二十五条第十項第一号イに規定する障害者(以下「障害者」という。)の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識及び経験を有するものでなければならない。</p>
改正前	<p>(運営管理者)</p> <p>第一条 教育訓練の施設の運営を管理する者は、雇用保険法施行規則第百三十八条の三第一号イに規定する障害者(以下「障害者」という。)の能力を開発し、及び向上するための教育訓練について必要な知識及び経験を有するものでなければならない。</p>

(建設雇用改善計画(第九次)の一部改正)

第四条 建設雇用改善計画(第九次)(平成二十八年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次の表の
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>III 雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 雇用改善推進体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>建設雇用改善法第九条に掲げる事業として支給する助成金制度の活用等</u></p> <p><u>建設雇用改善法第九条に掲げる事業として支給する助成金制度</u>について、建設業におけるニーズを踏まえながら、継続的な政策評価に基づき、見直しを行い、効率的かつ効果的な運用を図る。</p> <p>また、中小零細建設事業主等による助成金の積極的な活用に資するため、引き続き、助成制度の周知徹底等に努める。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>III 雇用の改善等を図るために講じようとする施策に関する基本的事項 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 雇用改善推進体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>建設労働者確保成助成金制度の活用等</u></p> <p><u>建設労働者確保成助成金制度</u>について、建設業におけるニーズを踏まえながら、継続的な政策評価に基づき、見直しを行い、効率的かつ効果的な運用を図る。</p> <p>また、中小零細建設事業主等による助成金の積極的な活用に資するため、引き続き、助成制度の周知徹底等に努める。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>